

おそとでごはん応援事業補助金募集要領

I 補助金のご案内

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策として店舗外（おそと）で小浜の食材を活用した食イベントの実施を支援することで、市民が安心して食を楽しめるとともに、地域の賑わいを創出することで、地域の経済循環を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

以下のいずれにも該当する方が、本補助金の対象者となります。

- (1) 飲食業（日本標準産業分類の中分類における飲食店に該当する事業）や一次産業（農業・漁業・水産養殖業）を営む事業者であること。
- (2) 市内に主たる店舗を有していること。
※ただし、フランチャイズで市内に店舗を有している場合は、事業主が小浜市民であれば対象。
- (3) 関係法令等に違反していないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 上記要件を満たす3者以上の者が事業を連携すること。

上記要件に関わらず、以下のいずれかに該当する方は、本補助金の対象者となりません。

- (1) 小浜市暴力団排除条例（平成23年小浜市条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者。
- (2) 上記のほか、補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの。

3. 補助対象経費および実施場所等

実施場所	補助対象経費	補助率	補助限度額
・小浜市まちの駅 広場 ・三丁町	補助対象事業を適切に実施するために必要な経費（消費税および地方消費税を含む。）であって、次に掲げるものとする。 (1) 備品借料（机、椅子、テント等） (2) 消耗品費（紙什器類、装飾品等） (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る費用 (4) 広告宣伝費 (5) その他市長が必要であると認めるもの	10分の10	申請1件につき 10万円
・レストランバス	補助対象事業を適切に実施するために必要な経費（消費税および地方消費税を含む。）であって、次に掲げるものとする。 (1) 消耗品費（紙什器類、装飾品等） (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る費用	10分の10	申請1件につき 5万2千円

	(3) 広告宣伝費 (4) その他市長が必要であると認める者 ※レストランバスの運行委託料は市が負担。		
--	---	--	--

- ・補助金額について、1,000円未満は切り捨てとします。
- ・国または地方自治体による本補助金以外の補助金の申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできません。
- ・補助金の交付決定の通知を受けるまでに要した経費については、対象となりません。

4. 補助対象期間および補助限度件数等

実施場所	実施対象期間	補助限度件数
・小浜市まちの駅広場 ・三丁町	～令和3年3月31日	併せて 2件
・レストランバス	福井県と調整し実施する	1件

- ・各実施場所の補助金の交付件数が上限に達し次第、該当場所の補助金申請受付を終了します。
- ・補助金の交付については、1事業者（連携者を含む）につき1回限りとなります。

5. 補助金交付条件

本補助金の対象となるには、以下（1）から（5）のすべての要件を満たすことが必要です。

- （1）事業で提供する料理等は、小浜の食材を活用したものを含めることとする。
- （2）調理を要する場合は、小浜市および福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターと協議のうえ、調理場所等を決定することとする。
- （3）三丁町で事業を実施する際、道路占用が必要となる場合は、補助事業者が占有許可手続き等の対応を行うこととする。
- （4）新型コロナウイルス感染症対策として、来場者に対する来場時の検温（検温器は小浜市が無料で貸出）、手指のアルコール除菌作業を必須とする。
- （5）事業については、NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会が管理するWEBやSNS等により情報発信を行うこととし、これに係る経費は申請者が負担することとする（経費は補助対象となる）。

II 申請方法

6. 補助金申請

本補助金に申請する際は、別添の様式を使用して申請を行ってください。

- ・おそとでごはん事業補助金交付申請書〔様式第1号〕
- ・事業計画書兼収支予算書〔様式第2号〕
- ・飲食業を営んでいることが確認できる書類 ※一次産業を営む事業者は除く
- ・その他市長が必要と認める書類

7. 交付の決定

申請については、内容を審査し、交付の可否を決定させていただきます。
補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により申請者宛てに通知させていただきます。

8. 計画内容の変更

補助金の交付決定後に、事業内容の変更が生じるときは、別添の様式を使用して変更申請を行ってください。ただし、軽微な変更については、変更申請は不要です。

- ・おそとでごはん応援事業補助金 事業内容変更申請書 [様式第3号]

9. 実績報告

事業が終了しましたら、事業終了後30日以内に別添の様式を使用して実績報告を行ってください。

- ・実績報告書 [様式第4号]
- ・収支決算書 [様式第5号]
- ・支出の金額、内容等が確認できる証拠書類の写し（領収書の写し等）
- ・成果物（事業当日の様子が確認できる写真等）
- ・その他市長が必要と認める書類

10. 補助金請求

補助金の交付または概算払いを受けようとするときは、別添の様式を使用して請求してください。

- ・請求書 [様式第6号]
- ・概算払請求書 [様式第7号]

11. 問い合わせ

小浜市役所 産業部 商工観光課 観光振興グループ

電話：0770-64-6021

FAX：0770-52-1401

メール：kankou@city.obama.fukui.jp